

「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策」（令和4年2月4日新型コロナウイルス感染症対策分科会（第12回））に伴う本県の関係通知について

- ・ 教育活動における新型コロナウイルス感染防止等に係る留意事項の更新について
(教育庁)
- ・ オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について
(人づくり・県民生活部)
- ・ オミクロン株に対応した放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症対策の徹底について
(人づくり・県民生活部)
- ・ オミクロン株の特徴を踏まえた保育所の感染防止策について
(福祉労働部)
- ・ 高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症への対応等について
(保健医療介護部)
- ・ 障がい者支援施設等における新型コロナウイルス感染症への対応等について
(福祉労働部)
- ・ オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策の徹底について
(商工部)

公印省略

3教高第5650号
3教特第2236号
3教人第2164号
3教体第3394号
令和4年2月 日

各県立学校長 殿

福岡県教育委員会教育長

教育活動における新型コロナウイルス感染防止等に
係る留意事項の更新について（通知）

この度、「オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」(令和4年2月4日文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)を受け、別添のとおり「福岡コロナ警報の発動に伴う教育活動における新型コロナウイルス感染防止等に係る留意事項の更新について」(令和4年1月20日3教高第5459号等)で示していた留意事項等を更新しました。

ついては、各学校においては、本日からこれにより教育活動を継続していただきますようお願いいたします。

なお、留意事項(別紙1)1(12)については、学びの保障、心身への影響等を考慮し、必要最小限の範囲内の実施となるよう慎重に検討してください。

また、この留意事項については、今後の感染状況等に応じ、変更する場合があります。

【本件担当】

- | | |
|---|---|
| ○教育活動に関すること
高校教育課
指導班
TEL：092-643-3905 | ○特別支援教育に関すること
特別支援教育課
指導班
TEL：092-643-3914 |
| ○人権教育に関すること
人権・同和教育課
指導班
TEL：092-643-3917 | ○保健管理に関すること
体育スポーツ健康課
保健給食係
TEL：092-643-3922 |
| ○運動部活動に関すること
体育スポーツ健康課
体育・健康教育班
TEL：092-643-3923 | |

教育活動における感染防止等に係る留意事項

1 基本的な対応

(1) 可能な限り3つの密を回避する工夫を行い、こまめな手洗い・咳エチケットを徹底し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しながら、教育活動を継続すること。その際、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(令和3年11月22日 Ver.7 (12月10日一部修正) 文部科学省。以下「衛生管理マニュアル」という。)及び「新しい生活様式」の実践例(厚生労働省)を参考にし、引き続き感染対策の徹底を図ること。

(2) 日頃から学校医や学校薬剤師、保健所などと連携し、感染防止について具体的な指導・助言を得るとともに、感染が判明した際に迅速に対応できるような体制を構築しておくこと。

また、感染が判明した際に、濃厚接触者の特定等に必要な情報を速やかに収集できるよう、生徒の日々の活動状況をあらかじめ把握しておくこと。

(3) 感染者及び濃厚接触者の発生について把握できるような連絡体制を構築しておくこと。その際、個人情報取り扱いについては十分留意すること。

(4) 校内及び通学時においては、原則として、マスク(不織布マスクを推奨)を常時着用するよう指導すること。

また、公共交通機関においては、マスクの常時着用を促すとともに、会話を控えることなど感染防止について指導すること。ただし、次の場合には、マスクを着用する必要はないこと。

ア 十分な身体的距離が取れる場合

イ 気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高く、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合。その際、換気や可能な限り幼児児童生徒(以下「生徒」という。)の間に十分な距離を保つなどの感染防止対策を講じること。

なお、マスクの取外しについては、教育活動の態様や生徒等の様子なども踏まえ、臨機応変に対応すること。

(5) 次のア～オを踏まえ、引き続き生徒及び教職員の毎日の登校・出勤前等の健康観察を改めて徹底すること。

ア 「健康観察シート」(別紙3)を用いるなど、登校前に自宅において生徒の健康状態(検温等)の確認を行うよう指導すること。

なお、登校前に確認できなかった生徒については、保健室等において検温や健康状態の確認を行うこと。

イ 登校後においても生徒の体調観察に努め、体調の不調に教職員が気づいた場合には、速やかに養護教諭等と連携し、医療機関を受診させる等迅速な対応を取ること。

ウ 生徒若しくは教職員又はその同居の家族に発熱や倦怠感、喉の違和感等の風邪の症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合は、登校・出勤をさせないこと。

また、発熱等の風邪症状がある場合は、医療機関を受診するよう促すこと。

エ 教職員については、多数の生徒に接する業務であることに鑑み、各学校において、教職員が発熱等の風邪症状がある時には休みを取り、積極的に受診しやすい環境を整えること。

オ 特に、新規採用職員等新たに学校で勤務する職員に対しては、感染症対策（毎朝の検温、手洗い、勤務時間中のマスク着用、風邪症状時の療養等）の徹底について指導を行うとともに、サービスの取扱い（※）について周知すること。

※参考通知：「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に係るサービスの取扱いについて」（令和3年5月20日3教総第419号3教教第560号）

- (6) 校内の清掃・消毒については、衛生管理マニュアル第2章2(2)「③清掃・消毒」を参照し、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れる方法により実施すること。
- (7) 登校に際して、不安を持つ保護者及び生徒に対しては、学校で講じる感染防止対策について十分説明し、学校運営の方針等について理解を得るよう努めるとともに、生徒の不利にならないよう弾力的に対応すること。
- (8) 医療的ケアを必要とする生徒や基礎疾患等がある生徒については、地域の感染状況を踏まえ、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をすること。
なお、医療的ケアを必要とする生徒の登校に当たっては、事前に受入れ体制などを学校医等に相談すること。
- (9) 通学バスの運行に当たっては、生徒に発熱がなくても咳や喉の痛みなど風邪の症状がみられる場合は、通学バスの乗車を控えるよう保護者等に要請するとともに、通学バスの運行会社に対しては、運転手及び添乗員の健康管理の徹底を図り、体調不良が確認された際は、感染防止の観点から適切に対応するよう要請すること。
- (10) 寄宿舎を設置している学校においては、集団感染防止等の観点から、入浴や食堂利用時において使用人数を制限するなど、施設の規模や実情に応じて、適切な感染防止対策を講じること。
- (11) 学校外の行動については、不要不急の外出・移動を控えること。やむを得ず外出する場合であっても、密集を避ける、マスクを着用する、大声での会話を控えるなどの感染防止対策を徹底するよう指導すること。
- (12) 必要に応じて「短縮授業」、「時差登校」、「分散登校」又は「臨時休業」を実施すること。実施する場合は、あらかじめ担当課に報告すること。

2 授業等における対応

- (1) 教室等において換気を徹底することとし、授業中や休み時間など、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行うこと。

なお、エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気を行うこと。

さらに、十分な換気ができているかを把握し、適切な換気を確保するために、適宜学校薬剤師等の支援を得つつ、換気の目安としてCO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測すること。

また、換気に伴う健康被害が生じないように、衣服の着用等について柔軟に対応すること。

このほか、常時換気の方法等については、「衛生管理マニュアル」第2章3「(1)「密閉」の回避(換気の徹底)」の内容に留意すること。

- (2) 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善の推進において、特に、グループ活動やペアワーク等を実施する場合は、教室等のこまめな換気やマスク着用の徹底などの感染防止対策を十分に講じること。
- (3) できるだけ個人の教材教具を使用させ、生徒同士の貸し借りはさせないこと。教材、教具、機器及び設備を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。
- (4) 教科等における感染防止のための対応については、次の表を参考にすること。

教科等	感染防止のための主な対応例
<u>各教科等共通</u>	授業前後及び授業中に換気の徹底を図ること。また、 <u>生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等及び近距離で一斉に大きな声で話す活動は、実施しないこと。</u>
理科	<u>生徒同士が近距離で活動する実験や観察については、実施しないこと。</u>
保健体育	<p>【体育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り屋外で授業を行うこと。体育館などの屋内で実施する場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避けることを徹底すること。 ・「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」は行わないこと。 ・集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数(2～3人程度)での活動(球技におけるパスやシュートなど)を実施する際は十分な距離を空けて行うこと。 ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後に手洗いを行わせること。 ・運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ないが、授業の前後における着替えや移動時、また、<u>教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面や準備・後片付けの時など、運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用すること。</u>また、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合は、マスクを着用すること。 ・更衣室については、児童生徒の身体的距離を確保することが困難である場合は、一斉に利用させず少人数の利用にとどめること。更衣室利用中は、不必要な会話や発声をしないよう児童生徒に指導すること。
芸術	<p>【美術・書道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動については、実施しないこと。</u> ・道具は可能な限り人数分を準備し、使用前後の手洗いを行わせること。 <p>【音楽】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>室内で生徒が近距離で行う合唱及びリコーダー等の管楽器演奏については、実施しないこと。</u> ・対面での練習や密閉状態での指導を避けること。 ・共用した楽器は、使用後に消毒を行うこと。

家庭・福祉	<p>【調理実習】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒同士が近距離で活動する調理実習については、実施しないこと。 <p>【被服実習】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁縫機器等を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。 <p>【介護実習】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習ベッドは身体的距離の確保に配慮して配置すること。 ・生徒同士の距離を可能な限り確保し、対面としないようにすること。
情報・商業	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、パソコン等の機器の消毒を行うこと。 ・授業前後の生徒の手洗いを行わせること。
農業・水産	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、施設・設備の消毒を行うこと。教材、教具、機器及び設備を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。 ・販売実習については、原則として中止すること。止むを得ず実施する場合は、密接を避け、販売者と購入者の距離を確保すること。
工業	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、使用する機器類の消毒を行うこと。 ・班ごとの実習においては、可能な限り生徒間の距離を確保すること。

(5) 食堂の利用時においては、食事の前後の手洗いを徹底し、椅子を向かい合わせにしない、会話をしないなどの指導を行うこと。

(6) 教室等において給食や生徒同士で昼食をとる場合や、教職員が同室で食事をとる場合において感染が疑われる事例が生じていることを踏まえ、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、飛沫を飛ばさないよう席を配置し、会話をしないなどの対応を徹底すること。

また、十分な換気を行い、食事前に室内の空気と外気の入れ替えを行うこと。

(7) 臨時休業や出席停止等により、やむを得ず登校できない児童生徒等に対しては、学習に著しい遅れができる限り生じることのないよう、オンラインによる指導・支援に努めること。

3 学校行事

(1) 修学旅行、クラスマッチなどの学校行事は、実施しないこと。ただし、その教育的意義や生徒の心情等にも配慮し、可能な限り延期や代替案を検討すること。

(2) 学習発表会、終業式、文化祭などの学校行事は、体育館等で一堂に会する形態での実施はしないこと。

(3) 卒業式については、「令和3年度卒業証書授与式における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和4年1月13日3教高第5349号)で示した留意事項のとおり、対応すること。

4 課外授業

課外授業(いわゆる「土曜講座」等を含む。)は、原則として実施しないこと。ただし、進学・就職のための指導(個別指導を含む。)等その目的に照らして中止・延期が困難なものは、「2 授業等における対応」を踏まえ、適切に対応すること。

5 大学等入試及び就職試験

大学等の入試又は就職活動に伴う面接・試験等を県内外で受験する場合は、目的地の感染状況や自治体からの呼び掛けをよく確認し、混雑する場所を避け、「マスク」「手洗い」「身体的距離」「三密の回避」など、自身の感染防止対策はもとより、相手に感染させない対策を十分に講じること。

6 生徒・教職員の感染が判明した場合等の対応

別紙4に基づき対応すること。

7 生徒及び教職員の人権への配慮・心のケア等

新型コロナウイルス感染症に関連した生徒等の人権への配慮については、これまで発出した通知文や管理職研修等で示した留意点を踏まえること。

特に、新型コロナウイルス感染症に起因するストレス、いじめ、偏見等に関し、公的な機関等の相談窓口（子どもホットライン24、福岡県児童生徒の悩み相談窓口（LINE）など）を適宜周知するとともに、生徒や保護者の不安や悩みに寄り添い、丁寧な生徒理解に努め、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなど組織的な心のケアに取り組むこと。

また、各学校における感染症対策を最前線で支える教職員の精神面の負担に十分配慮し、必要に応じて「教職員のためのメンタルヘルス相談事業」の各種相談窓口等を活用しながら、教職員のメンタルヘルス対策にも取り組むこと。

8 教職員の新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種

新型コロナウイルスワクチンは、発症を予防する効果が高く、また、重症化を抑制することが期待されることから、県内各市町村において接種が進められていることを踏まえ、教職員に対してワクチン接種の趣旨を周知するとともに、執行体制の確保等を含め、接種を希望する職員が早期に接種できるよう配慮すること。

オミクロン株の感染拡大の時期における部活動の留意事項

全国的なオミクロン株の感染拡大に伴い、部活動（部室使用を含む）は全面中止（学校体育団体・文化団体・全国及び県競技団体が主催・共催する大会等（以下、公式大会という）への参加は除く）とする。

ただし、公式大会前に限り、校長の判断の下、生徒の安全確保の観点から、必要最小限の日数、時間及び人数に限り活動を認める。その際、「新しい生活様式」及び下記留意事項を踏まえ、感染防止対策を徹底するとともに、生徒本人と保護者の意向を十分に確認して、同意を得た上で活動し、参加を強制することがないよう配慮すること。また、県のホームページ等により、感染状況の最新の情報を入手し、生徒が感染する可能性がある場合は、躊躇なく計画の変更・中止等を行うなど適切な措置を講じること。

記

○ 公式大会前に活動する際の留意事項

1 活動計画等について

- ・ 各中央競技団体等が示す感染症拡大予防ガイドラインに基づき、活動を行うこと。示されていない競技については、中央もしくは県の競技団体に問い合わせの上、その指示に基づき活動すること。
- ・ 他校との交流がある活動、宿泊を伴う活動及び県外での活動は実施しないこと。（公式大会等への参加は除く。）
- ・ 生徒同士が密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動等の感染リスクの高い活動は最小限の活動とすること。

※ 校長は、顧問等から活動計画書等を提出させ、内容を確認して実施の可否を判断すること。

2 感染防止対策について

- ・ 活動前・活動中・活動後の健康観察（活動前の検温を含む）を必ず行うとともに、体調がすぐれない生徒は速やかに下校するよう指導すること。
- ・ こまめな休憩を挟み、その都度手洗いを徹底するよう指導すること。
- ・ 給水用のボトルやコップ、タオル等は共用しないよう指導すること。
- ・ 器具や用具（トレーニング器具や楽器、調理器具、実験器具等）を共有で使用する場合は、使用前後に手洗いを行わせること。
- ・ 室内で活動する場合にはこまめな換気や手洗いをを行うとともに、消毒液の設置や生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）の消毒を行うこと。
- ・ 狭い場所等で生徒が密集する活動や向かい合って発声したりする活動については、感染状況等を踏まえ、密集せずに距離を取って行うことのできる活動に替えるなどの工夫をすること。
- ・ 運動時のマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じること。
- ・ 部室等の共有エリアの利用は短時間とし、一斉に多数の生徒が利用しないようにするとともに、部室内ではマスクの着用を徹底し、会話はさせないこと。
- ・ 部活動前後に、生徒同士での食事はさせないこと。
- ・ 打ち合わせやミーティングについては、オンライン等を活用するなど工夫すること。
- ・ その他、部活動に付随する場面での感染防止対策も徹底すること。

3 大会等参加に係る対応について

部活動の生徒に感染の疑いがある体調不良者が出た場合は、当該部活動に所属する他の生徒に医療機関の診察や検査等を速やかに受けさせ、感染の有無を確認した上で、校長の判断の下に個人対応ではなく、部として公式大会への参加の可否について決定するよう万全の対策を講じること。

また、公式大会等の参加に当たって、県境をまたぐ移動が必要な場合は、PCR等の検査を受け、検査結果が陰性であることの確認を行うこと。

各私立小・中・高等学校を設置する学校法人理事長 殿
私立中等教育学校を設置する学校法人理事長 殿
各私立専修・各種学校設置者 殿
各私立小・中・高等学校長 殿
私立中等教育学校長 殿
各私立専修・各種学校長 殿

福岡県人づくり・県民生活部長
(私学振興・青少年育成局私学振興課)

オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス
感染症対策の徹底について

平素より、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に取り組んでいただき、誠にありがとうございます。

このたび、文部科学省から、オミクロン株への置き換わりに伴い10代以下の感染者数の増加が急速に進んでいることや、デルタ株に比べ、感染性・伝播性が高い等の現時点までに得られた知見などを踏まえ、学校における感染症対策で特に取り組んでいただきたい事項等が通知され、これを受け、本県教育委員会から各県立学校に対し別添のとおり留意事項が通知されました。

各私立学校においては、上記の文部科学省通知や県立学校の取組を参考にしつつ、基本的な感染防止対策を強化・徹底するとともに、学校教育活動の各場面において感染リスクが高い活動は実施を控えるなど、感染防止対策の再確認を行ってください。

また、児童生徒の学びの保障や心身への影響等を踏まえ、学校全体の臨時休業については、時差登校や分散登校等も検討した上で、慎重に御判断いただきますようお願いいたします。

【連絡先】

私学第一係（小・中・高・中等・専・各）
直通：092-643-3129

各私立幼稚園設置者 殿
各私立幼稚園長 殿

福岡県人づくり・県民生活部長
(私学振興・青少年育成局私学振興課)

オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス
感染症対策の徹底について

平素より、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に取り組んでいただき、誠にありがとうございます。

このたび、文部科学省から、オミクロン株への置き換わりに伴い10代以下の感染者数の増加が急速に進んでいることや、デルタ株に比べ、感染性・伝播性が高い等の現時点までに得られた知見などを踏まえ、学校における感染症対策で特に取り組んでいただきたい事項等が通知され、これを受け、本県教育委員会から各県立学校に対し別添のとおり留意事項が通知されました。

各私立幼稚園においては、上記の文部科学省通知や県立学校の取組を参考にしつつ、基本的な感染防止対策を強化・徹底するとともに、学校教育活動の各場面において感染リスクが高い活動は実施を控えるなど、感染防止対策の再確認を行ってください。

なお、幼児に対するマスクの着用については、本人の調子が悪い場合や、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させる必要はないこととされておりますのでご留意ください。

【連絡先】
私学第二係
直通：092-643-3130

各市町村放課後児童クラブ担当課長 殿

福岡県人づくり・県民生活部
私学振興・青少年育成局青少年育成課長

オミクロン株に対応した放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス
感染症対策の徹底について

平素より、本県の青少年健全育成施策に御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策については、令和4年2月4日に国の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策が提言されたところです。

放課後児童クラブについては、感染防止策の徹底を行いつつ原則開所することが要請されておりますが、下記1の感染防止策について、貴管下の放課後児童クラブに対し注意喚起を行い、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、放課後児童クラブにおいて、午前中から開所した場合の経費や感染症対策のための衛生用品等の購入については、下記2のとおり福岡県放課後児童健全育成事業費補助金の特例措置分の補助対象となりますので、積極的な活用をご検討ください。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症対策分科会で示された感染防止策
 - ・ 児童特有の事情も考慮しつつ、室内では児童が近距離で歌を歌う遊びを促したり、児童を密集させるような遊び・運動をしたりするなどのような感染リスクが高い活動を避けるとともに、できるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育の実践を行うこと。
 - ・ 遊具や玩具等を共用する場合には、こまめな消毒、交換等を徹底すること。
 - ・ 大人数での行事の自粛、特に、保護者等が参加する行事は見合わせ、または延期すること。
 - ・ 保護者の送り迎え等の際には、三密を回避しながら、マスクの着用や消毒等を徹底すること。
 - ・ 食事の場面では、前後の手洗いを徹底するとともに、可能な範囲で机を向かい合わせにしないなどの対応を徹底すること。
 - ・ 職員はマスクの着用を徹底すること。
 - ・ 感染・伝播性の高いオミクロン株が子どもにまん延している現状を踏まえ、発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については可能な範囲でマスク着用を推奨すること。その上で、それぞれの児童について、息苦しくないかどうかを十分注意し、十分な時間を確保しながら、可能と考えられる場合には、正しいマスクの着用ができるよう助言や配慮を行うほか、本人の調子が悪い場合や、持続的にマスクを適切に着用することが難しい場合は、無理して着用させる必要はないとの運用を行うこと。
 - ・ 濃厚接触者となった職員の早期復帰のための検査をはじめとして、職員に対して積極的に検査を実施すべきであること。
 - ・ 職員に対するワクチン追加接種を速やかに実施すべきであること。

2 福岡県放課後児童健全育成事業費補助金の補助対象の内容

- (1) 平日において午前中から開所する場合、少人数のグループに分割するため支援の単位を新たに設けて運営する場合の経費など

交付要綱別表のうち特例措置分1の1の(1)～(7)の対象

- (2) マスクや消毒液などの衛生用品、CO₂モニターや抗原検査キットの購入など

交付要綱別表のうち特例措置分2の1の(1)の対象

※補助内容の詳細については、当課担当者にお尋ねください。

3 添付資料

「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について」(令和4年2月4日新型コロナウイルス感染症対策分科会)

放課後対策班
TEL : 092-643-3402

各市町村保育所等主管課長 殿

福岡県福祉労働部子育て支援課長
(保育施設係)

オミクロン株の特徴を踏まえた保育所の感染防止策について

平素から本県の福祉行政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、今年に入りオミクロン株への置き換わりに伴って全国的に拡大傾向が続いており、本県においても新規陽性者が5,000人を超える日が続くなど、これまでに経験したことのない速さで感染が広がっています。

2月4日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策分科会(第12回)(以下「分科会」という。)においても、保育所を含む関係施設について、オミクロン株の特徴を踏まえ、別紙のとおり感染防止策が提言されたところです。

各市町村や保育所におかれては、これまでも新型コロナウイルス感染症の感染防止策についてご尽力いただいていたところですが、改めて、下記のとおり基本的な感染防止策の徹底や保育所の児童のマスク着用の取扱いについて、貴管内の保育所(認定こども園、地域型保育事業の施設及び届出保育施設を含む。)に周知いただくとともに、保育所を利用する各保護者に対しても、送り迎え時の三密の回避、マスクの着用・消毒といった感染防止策について協力を得られるよう、貴職から周知いただくようお願いします。

社会機能の維持の観点から、感染の防止を図りつつ、できる限り保育の提供の継続に努めていただくようご協力をお願いします。

記

1 保育所における感染防止策の徹底について

- ・ 感染リスクが高い活動(室内で児童が近距離で歌を歌う遊び、児童を密集させるような遊び・運動)を避けるとともに、できるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育の実践を行うこと。
- ・ 遊具や玩具等を共用する場合には、こまめな消毒、交換等を徹底すること。
- ・ 大人数での行事、特に、保護者等が参加する行事については、自粛、延期等すること。

- ・ 食事では、可能な範囲で机を向かい合わせにせず、前後の手洗いなどの対応を徹底すること。
- ・ 職員のマスク着用を徹底すること。

2 保育所の児童のマスク着用の取扱いについて

発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については可能な範囲でマスク着用を推奨すること。

その上で、それぞれの児童について、息苦しくないかどうかを十分注意し、可能と考えられる場合には、正しいマスクの着用ができるよう助言や配慮を行うほか、本人の調子が悪い場合や、持続的にマスクを適切に着用することが難しい場合は、無理して着用させる必要はないこと。

なお、2歳未満児では、息苦しさや体調不良を訴えることや自分でマスクを外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、マスクの着用は推奨されないこと。

各 高 齢 者 施 設 管 理 者 殿
各 介 護 サ ー ビ ス 事 業 所 管 理 者 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長
(監査指導第一係)
(監査指導第二係)

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症への対応等について（依頼）

平素より本県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスについては、今年に入って全国的に感染拡大傾向が続いており、2月5日には本県において新規陽性者数が5,600人を超えるなど、これまでに経験したことのない速さで感染が広がっています。

このような状況を受け、2月4日に開かれた国の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、高齢者施設に関するオミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策に関し、別紙内容が提示されました。

当該内容を踏まえ、各施設等においては、施設の密閉や人の密集を避ける、マスクの着用、手指消毒、施設内の消毒等の基本的な感染防止対策を「介護現場における感染対策の手引き」をもとに再確認するとともに、下記取組事項について積極的に進め、引き続き、感染防止対策を徹底していただくようお願いします。

下記取組事項の中でも、①及び②については、感染を防止する観点から各施設等において重点的に実施していただきますようお願いいたします。

記

1 高齢者施設等における取組事項

- ① 県等が実施している高齢者施設職員等を対象としたPCR検査事業を活用し、職員の受検を促すこと。

※ 高齢者施設の職員を対象に県が実施しているPCR検査は、オミクロン株に感染している場合も「陽性」との結果が出ます。無症状感染者の早期発見にも有効であることから、積極的な事業の活用をお願いします。

- ② 通所介護事業所等の利用者に対する健康状態の確認や、マスク着用、手指消毒などの感染防止対策の徹底を図ること。

特に、入所施設と併設する通所介護事業所については、入所施設への感染拡大防止を図る観点から、職員や動線の分離を徹底する、職員の共用スペースを分ける、施設・事業所間で日頃から確実な情報共有を行い状況に応じた対応をあらかじめ決めておく、などの対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

- ③ 施設内での感染者の療養や感染した入所者が退院した場合に備えて、病状の急変など緊急時の対応について、嘱託医や協力医療機関との情報共有の方法や連携方法について再確認すること。

- ④ 令和4年1月28日付け厚生労働省事務連絡に基づき、市町村と連携し、入所者・利用者及び職員のワクチンの追加接種を速やかに実施すること。

- ⑤ 高齢者施設等において、面会者からの感染を防ぐため、以下の本県ホームページの内容等を参考にオンラインでの面会実施を推進すること。
- ⑥ 職員に発熱等の症状が認められる場合は、当該職員が出勤しないよう徹底すること。
- ⑦ 陽性者が出た場合には、施設のゾーニングや介助時の留意点等に関して感染症専門医等からの指導・助言を受け、適切に対処すること。
- ⑧ 陽性者が出た場合に備え、国や県が作成した動画等を活用し、職員に対する研修を行うこと。
- ⑨ 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めること。

2 参考

(1) 厚生労働省ホームページ

ア「介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ」

アドレス : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

イ「介護現場における感染対策の手引き」

アドレス : <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>

(2) 福岡県ホームページ

ア「介護施設等向け研修用動画・テキストのご案内」(福岡県作成)

アドレス : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/douga.html>

①【管理者編】感染者が発生した場合の他の入所者・職員の対応、ゾーニングの基本的な考え方 等

②【職員編】感染した入所者のケアに必要な防護具、防護具の着方・脱ぎ方 等

イ「高齢者施設等を対象とした新型コロナウイルス感染症対策オンライン説明会」(福岡県医師会の協力を得て福岡県が開催)

アドレス : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/koureisshisetsu-onlinesetsumeikai.html>

ウ「高齢者施設における感染防止対策を徹底した面談の推進について～各施設における取組事例のご紹介～」(福岡県が県内の各施設の協力の下、オンライン面会の事例を紹介)

アドレス : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/mendan-jirei.html>

福岡県保健医療介護部介護保険課

監査指導第一係 TEL : 092-643-3251

監査指導第二係 TEL : 092-643-3319

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

企画班 TEL : 092-643-3609

(高齢者施設職員等を対象としたPCR検査事業)

各障がい者支援施設等 管理者 殿

福岡県福祉労働部障がい福祉課
障がい福祉サービス指導室長
(指導係)

障がい者支援施設等における新型コロナウイルス感染症への対応等について（依頼）

平素より本県の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスについては、今年に入って全国的に感染拡大傾向が続いており、2月5日には本県において新規陽性者数が5,600人を超えるなど、これまでに経験のない速さで感染が広がっています。

このような状況を受け、2月4日に開かれた国の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止対策に関し、別紙内容が提示されました。

すでに各施設等については、感染防止対策に十分に配慮されていると存じますが、別紙内容を踏まえ、改めて下記を参考に基本的な感染防止対策を再確認するとともに、取組事項についても積極的に進め、引き続き、感染防止対策の徹底をお願いします。

下記取組事項の中でも、①及び②については、感染拡大を防止する観点から各施設等において重点的に実施していただきますようお願いします。

記

1 障がい者支援施設等における取組事項

- ① 県等が実施している高齢者施設職員等を対象としたPCR検査事業を活用し、職員の受検を促すこと。

※ 県が入所施設等の職員を対象に実施しているPCR検査は、オミクロン株に感染している場合も「陽性」との結果が出ます。施設内感染の早期発見にも有効であることから、積極的な事業の活用をお願いします。

- ② 通所事業所等の利用者に対する健康状態の確認や、マスク着用、施設の換気、手指消毒などの感染防止対策の徹底を図ること。

特に、入所施設と併設する通所事業所については、入所施設への感染拡大を図る観点から、職員や動線の分離を徹底する、職員の共用スペースを分ける、施設・事業所間で日頃から確実な情報共有を行い状況に応じた対応をあらかじめ決めておく、などの対策に取り組んでいただきますようお願いします。

- ③ 施設内での感染者の療養や感染した入所者が退院した場合に備えて、病状の急変など緊急時の対応について、嘱託医や協力医療機関との情報共有の方法や連携方法について再確認すること。

- ④ 令和4年1月28日付け厚生労働省事務連絡に基づき、市町村と連携し、入所者・利用者及び職員のワクチンの追加接種を速やかに実施すること。

- ⑤ 施設等において、面会者からの感染を防ぐため、以下の本県ホームページの内容等を参考にオ

ンラインでの面会実施を推進すること。

- ⑥ 職員に発熱等の症状が認められる場合は、当該職員が出勤しないよう徹底すること。
- ⑦ 陽性者が出た場合には、施設のゾーニングや介助時の留意点等に関して感染症専門医等からの指導・助言を受け、適切に対処すること。
- ⑧ 陽性者が出た場合に備え、国や県が作成した動画等を活用し、職員に対する研修を行うこと。
- ⑨ 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めること。

2 参考

(1) 厚生労働省ホームページ

- ア 「障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について」
アドレス : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html
- イ 「感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等」
アドレス : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html
- ウ 「高齢者施設等の入所者及び従業者、通所サービス事業所の利用者及び従業者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（追加接種）の速やかな実施について」
アドレス : <https://www.mhlw.go.jp/content/000890748.pdf>

(2) 福岡県ホームページ

- ア 「介護施設等向け研修用動画・テキストのご案内」（福岡県作成）
アドレス : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/douga.html>
 - ①【管理者編】感染者が発生した場合の他の入所者・職員の対応、ゾーニングの基本的な考え方 等
 - ②【職員編】感染した入所者のケアに必要な防護具、防護具の着方・脱ぎ方 等
- イ 「高齢者施設における感染防止対策を徹底した面談の推進について～各施設における取組事例のご紹介～」(福岡県が県内の各施設の協力の下、オンライン面会の事例を照会)
アドレス : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/mendan-jirei.html>

福岡県福祉労働部障がい福祉課障がい福祉サービス指導室
指導係 TEL : 092-643-3312

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部
企画班 TEL : 092-643-3609
(高齢者施設職員等を対象としたPCR検査事業)

公印省略

3 商 政 第 号
令 和 4 年 2 月 7 日

一般社団法人 ●●●●
会長 ●● ●● 様

福岡県商工部商工政策課長

オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策の徹底について

平素より新型コロナウイルス感染症拡大防止に御協力を賜り、感謝申し上げます。

オミクロン株の影響による感染拡大が続く中、県では1月27日からまん延防止等重点措置を実施しているところです。

この度、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減目標の前倒し設定等、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策が提言されています。

感染拡大に歯止めをかけるため、この提言を踏まえ、下記の感染防止策の徹底につきまして、貴団体の会員企業の皆さまへの周知・働きかけをよろしく願います。

事業者の皆様には、引き続きご負担をかけることとなりますが、感染拡大を早期に収束させるためにも、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について

（「新型コロナウイルス感染症対策分科会 令和4年2月4日（金）オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について」より抜粋）

【事業所】

○事業所については、その形態は様々であるが、社会機能の維持の観点から感染を防ぐためにも、オミクロン株の特徴として感染・伝播性が高いことを踏まえ、三密を避ける行動を徹底すべきである。また、緊急事態宣言や都道府県による“レベル3”への引き上げを待つことなく、以下の感染防止策を前倒しで実施していくべきである。その際、対面を必要とする業務なのか等業務内容に合わせて対策を講じるべきである。

- ・緊急事態宣言の発出を待つことなく、職場への出勤に関して、業務継続の観点からも、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減の目標を前倒して設定すること。（出勤者数の削減の目標については、別添の令和3年11月19日内閣官房事務連絡を参照）
 - ・感染が拡大している地域への出張は、マスクの着用等基本的な感染対策を徹底し、感染リスクの高い行動は避けること。
 - ・職場や現場における基本的な感染防止策を徹底すること。特に飛沫のかかる物品・設備の共用や使いまわしの回避、使用前後の消毒は徹底すること。
 - ・休憩室、更衣室、喫煙室等における飲食や会話の自粛、適切な（使用人数に応じた定期的な）換気、三密回避を徹底すること。
 - ・食堂や寮など職員の交わりが想定される場面での対人距離の確保、適切な換気、共用部分の消毒を徹底すること。
 - ・従業員の体調管理（日々の検温、必要に応じた検査等）を徹底すること。
 - ・大人数・大声の場面が想定される懇親会等は自粛・延期すること。
- 事業継続が求められる業種に係る業務継続計画（BCP）の確認、重要業務の特定、体制の整備、必要物資の備蓄等を進めるべきである。

（問合せ先）

商工部商工政策課 中野、辻畑 092-643-3434

県内大規模小売店・商業施設事業者 殿

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課長
商工部商工政策課長

集客施設における感染防止対策の徹底について

平素より、本県の新型コロナウイルス感染拡大防止に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

オミクロン株の影響による感染拡大が続く中、県では、1月25日に福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において決定した「まん延防止等重点措置の実施について」の「Ⅲ 4（4）集客施設に対する要請（特措法第24条第9項）」において、入場の際に混雑を回避するための措置や手指の消毒設備の設置等について要請したところです。

依然として感染拡大が続いており、大規模小売店・商業施設の運営事業者におかれましては、下記の要請内容について改めて徹底して取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

事業者の皆様には、引き続きご負担をかけることとなりますが、感染拡大を早期に収束させるためにも、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

<集客施設に対する要請>

- ① 入場の際に、混雑を回避するための措置を講ずること。
- ② 入場者に対して、マスク着用を周知すること。
- ③ 正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を実施しない者の入場を禁止すること。
- ④ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置を講ずること。（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）
- ⑤ 手指の消毒設備を設置すること。

<添付資料>

「まん延防止等重点措置の実施について」

(問合せ先)

・福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

まん延防止班 三島、松隈 092-643-3342

・商工部商工政策課 中野、辻畑 092-643-3434